

# 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準規定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人つなぎ（以下、「当法人」という。）の定款第8条第1項、第2項、第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第5条の定めるによる理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第13条の定めによる評議員をいう。

(3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指し、費用とは、発生する旅費交通費の経費をいう。

## 第2章 報酬等

### (報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会及び評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。ただし、理事において、当施設の職を兼務するものは、第1項は適用しない。

2 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

### (報酬額の決定)

第4条 当法人に常勤する理事長及び専務理事の報酬月額、別表1「理事長及び専務理事の報酬月額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表2「役員及び評議員会の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

2 当法人の監事の報酬額は、別表2「役員及び評議員会の会議出席に係る報酬」及び別表3「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

3 当法人の評議員の報酬額は、別表2「役員及び評議員会の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 報酬金額を通貨で、直接役員等の本人に現金で支払いものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより社会保険料及び源泉所得税等を控除して支給する。
- 3 自己の預金口座への振り込みを申し出た場合には、本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は当法人の負担とする。

(交通費)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、別表3「理事会・評議員会への出席の交通費」にて支払う。

- 2 理事において、当施設、本部事務局を兼務する者は、第1項は適用しない。

(費用)

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉第59条の2に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成22年1月21日より施行する。

改正 平成25年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成30年3月 日

改正 令和元年6月28日

別表1「理事長及び専務理事の報酬月額」

役職名	報酬月額	備考
理事長（常勤）	50万円までの範囲内	毎年、該当者の月額報酬金額は評議員会で決定
専務理事（常勤）	40万円までの範囲内	

別表2「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」

役職名	報酬額	備考
理事長	日額 5,000円	交通費は実費支給
理事	日額 5,000円	同上
監事	日額 5,000円	同上
評議員	日額 5,000円	同上

別表3「監事の監査に係る報酬」

役職名	報酬月額	備考
監事	5千円までの範囲内	監査1回あたり

別表4「理事会・評議員会への出席の交通費」

距離（往復）	費用弁償額	備考
5 km以内	支給なし	旅費及びガソリン代
5 km以上10 km未満	出席都度 300円	同上
10 km以上20 km未満	出席都度 500円	同上
20 km以上50 km未満	出席都度 1,000円	同上
50 km以上	出席都度 3,000円	同上